

## 7. 交通機関の割引制度

### 1) JR旅客運賃の割引

**身・知・精**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳 ※下表を参照してください
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください
問合せ	JR東日本お問い合わせセンター TEL050-2016-1600

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。</li> <li>ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。</li> </ul>
第1種障がい者とその介護者または12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。</li> <li>小児定期旅客運賃については割引を適用しません。</li> </ul>
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※1 JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたぐ区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※2 障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※3 身体及び療育手帳の第1種・第2種の種別については、手帳に記載されています。精神の種別については、第1種(精神1級)・第2種(精神2~3級)となります。

### 2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

**身・知・精**

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が、つくばエクスプレスを利用する場合は運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳所持者 ※下表を参照してください
利用方法	各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください
問合せ	つくばエクスプレス線各駅

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者(12歳以上)とその介護者(1名)	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%	回数乗車券はつくばエクスプレス線区間単独の発売となります
第1種障がい者(12歳未満)とその介護者(1名)	介護者の定期乗車券(小児定期乗車券に割引はなし)	50%	通勤定期乗車券の発売となります
第2種障がい者(12歳未満)の介護者(1名)	介護者の定期乗車券(小児定期乗車券に割引はなし)	50%	通勤定期乗車券の発売となります
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし(つくばエクスプレス線内のみ)

※1 障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※2 身体及び療育手帳の第1種・第2種の種別については、手帳に記載されています。精神の種別については、第1種(精神1級)・第2種(精神2~3級)となります。

### 3) タクシー料金の割引

**身・知**

身体障害者手帳、療育手帳を所持しているすべての方がタクシーを利用する場合、料金が**1割引**になります。

対象者	身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください
問合せ	茨城県ハイヤー・タクシー協会 Tel029-297-7131

### 4) タクシー料金の助成（福祉タクシー利用券）

**身・知・精**

重度障がい者が、通院や機能回復訓練等でタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。（新型コロナウイルスワクチン接種の往復にも使用可）。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1 級・2 級の方</li> <li>療育手帳④・A・Bの方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方</li> </ul> ※ただし、自動車税の減免を受けていない方のみ対象です
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 回の乗車につき 2 枚までご利用できる 500 円券を、年間 36 回分交付します。</li> <li>じん臓機能障がいにより人工透析を受けている方は年間 72 回分</li> </ul> ※利用券は、譲渡・再発行はできません。
手続	毎年 4 月 1 日から新年度の券に切り替わりますので、年度毎に障害者手帳を持参し、申請してください。
窓口	社会福祉課

### 5) 県内バス（路線）運賃の割引

**身・知・精**

① 身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が路線バス（高速バスを含む）を利用する場合、運賃が割引になります。

適用範囲	種類	割引率	利用方法	問合せ
第1種障がい者 （本人及び介護者）	普通乗車券 定期乗車券	各運行会社が 設定する割引 率	料金支払いのとき手帳を 提示してください	各運行会社へ お問合せくだ さい
第2種障がい者 （本人のみ）	普通乗車券 定期乗車券		料金支払いのとき手帳を 提示してください	

② 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の路線バス（高速バス除く）運賃の割引については、下記の8事業者が実施していますが、割引運賃額等については各路線バス事業者が認定するものであり、各路線バス事業者によって異なることがあります。

（ 関東鉄道、茨城交通、日立電鉄交通サービス、大利根交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝日自動車の営業所。バス料金支払い時に、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。 ）

## 6) 国内航空運賃の割引

身・知・精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しているすべての方が国内航空を利用する場合、運賃が割引されます。(割引運賃は、各航空運送事業者が設定する額)

対象者	割引者	利用方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 ※満 12 歳以上の方が対象	本人と介護者(1名) ※介護者は介護能力のある満 12 歳以上の方が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期航空路線の国内線全区間の航空券を購入するときに、手帳を提示してください。</li> <li>・割引制度がない航空運送事業者もありますので、事前にお確かめください。</li> </ul>
問 合 せ	各航空運送事業者	

※ 障がい者が単独で利用する場合または障がい者と介護者が、同時に同一区間を利用する場合に、障がい者及び介護者 1 名に対し、それぞれ割引が適用となります。

## 7) 大洗カーフェリー運賃の割引

身・知・精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者は、旅客運賃が 5 割引、乗用車運賃が 1 割引となります。なお、第 1 種身体障害者手帳、第 1 種療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者については、付添人(1 名のみ)も同様の割引となります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方
利用方法	乗船手続きの際に手帳を提示してください
問 合 せ	大洗港に発着する各カーフェリー会社



交通機関の割引の詳細については、各お問い合わせ先へご確認ください。

## 8) 有料道路通行料金の割引

身・知

身体障害者手帳または療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引（半額）になります。事前に手続きが必要です。

対象者	<p>① 障がい者ご本人が運転する場合 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方</p> <p>② 障がい者ご本人以外が運転する場合 身体障害者手帳・・・第1種の交付を受けている方 療育手帳・・・第1種（<b>㊤</b>、A）の交付を受けている方</p>
対象自動車の範囲	<p>車種要件</p> <p>次の要件を満たす自動車（ETC車は事前登録された1台のみ） ・乗用自動車（定員10人以下） ・二輪自動車（125cc超） ・貨物自動車（定員4人以上10人以下のワゴン車等） ・8ナンバー（車いす移動車等） ※<b>いんか</b>-や<b>たつ</b>-を乗客として利用する場合を除き、業務利用車両（軽トラ）等は対象外</p>
	<p>所有者要件</p> <p>●<u>障がい者ご本人が運転する場合</u> ・本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等 ・<b>いんか</b>-等の貸出車両、車検や修理時の代車及び知人等が所有する自家用乗用車等（事前登録不可）</p> <p>●<u>介護者が運転し、第1種障がい者が乗車される場合</u> ・本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等 ・<b>いんか</b>-等の貸出車両、<b>たつ</b>-（介護<b>たつ</b>-含む）や福祉有償運送車両、車検や修理時の代車及び知人等が所有する自家用乗用車等（事前登録不可）</p>
手続	<p>自動車を登録する場合</p> <p>・障がい者手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） ・割賦契約書またはリース契約書（※1）</p>
	<p>ETC利用車を登録する場合</p> <p>上記に加え ・ETCカード（障がい者本人名義のもの）※18歳未満は保護者名義のもの ・ETC車載器セットアップ申込書または証明書</p>
	<p>自動車を登録しない場合</p> <p>・障がい者手帳 （※親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（第1種の方のみ）等が対象）</p>
窓口	<p>社会福祉課 ※ETC利用申請される方のみオンライン申請可</p>
問合せ	<p>有料道路ETC割引登録係 TEL045-477-1233（平日9時～17時）</p>
備考	<p><b>いんか</b>-等の貸出車両、<b>たつ</b>-（介護<b>たつ</b>-含む）、車検・修理時の代車及び知人等が所有する自家用乗用車等は事前登録できません。</p>

※1) 車検証の「所有者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されている場合は、業務用と区別するため別途書類が必要になりますので、事前にご相談ください。

※2) 利用当日、料金所にてお車の確認作業が必要となり、通常よりお時間がかかる為、事前登録をおすすめ致します。